

求職活動誓約書

武蔵野市長 殿

令和 年 月 日

フリガナ		生年月日	☐ 平成 年 月 日
児童氏名			☐ 令和
フリガナ		生年月日	☐ 平成 年 月 日
児童氏名			☐ 令和
住 所			
利用施設 (予定含む)	※①②の場合は記入不要		

以下の該当する項目にチェックの上、誓約内容をご確認いただき、署名してください。

求職活動中の保護者氏名

① ☐	求職活動中に認可保育施設の入所申込をする方 又は求職活動中に企業主導型保育施設の認定申請をする方 (自営業の準備期間を含む)	- 現在は求職活動中ですが、<u>入所日から3か月後までに「月48時間(実働)」の就労を開始し、就労開始後、変更届と就労証明書を速やかに子ども育成課へ提出します。</u> - 上記のとおり就労を開始し、書類を提出できない場合は、<u>認可保育施設を退所となることに異議なく、退所届を速やかに保育施設へ提出します。</u> - 自営業の準備期間の場合、3か月後までに自営業を開始し、収入実績の書類を提出します。
② ☐	就労予定(自営業含む)で認可保育施設の入所申込をする方又は就労予定で企業主導型保育施設の認定申請をする方	- 認可保育施設へ入所した月の末日までに、就労証明書(予定証明)どおりの就労を開始し、就労開始後、変更届と就労証明書を速やかに子ども育成課へ提出します。 - 自営業の場合、上記に加え自営を証明する書類と<u>入所月の事業収入(実績)</u>を証明する書類も提出します。 - 上記のとおり就労を開始し、書類を提出できない場合は、<u>認可保育施設を退所となることに異議なく、退所届を速やかに保育施設へ提出します。</u>
③ ☐	認可保育施設又は企業主導型保育施設を利用中の方	- 退職日は 月 日です。 - 現在は求職活動中ですが、<u>退職日の翌日より90日が経過する日が属する月の翌月1日までに「月48時間(実働)」の就労を開始し、就労開始後、変更届と就労証明書を速やかに子ども育成課へ提出します。</u> - 自営業の準備期間の場合、認定開始日より90日が経過する日が属する月の翌月1日までに自営業を開始し、収入実績の書類を提出します。 - 上記のとおり就労を開始し、書類を提出できない場合は、<u>認可保育施設を退所となることに異議なく、退所届を速やかに保育施設へ提出します。</u>
④ ☐	幼稚園等で預かり保育を利用する方 認可外保育施設等を利用する方 ※武蔵野市特定子ども・子育て支援施設等として確認された施設に限る。	- 現在は求職活動中ですが、<u>施設等利用給付の認定開始日より90日が経過する日が属する月の翌月1日までに「月48時間(実働)」の就労を開始し、就労開始後、変更届と就労証明書を速やかに子ども育成課へ提出します。</u> ※既に給付認定を受けている場合は、退職日の翌日より90日が経過する日が属する月の翌月1日まで。 - 就労予定で申請の場合、就労証明書(予定証明)どおりの就労を開始し、就労開始後、変更届と就労証明書を速やかに子ども育成課へ提出します。 - 自営業の準備期間の場合、認定開始日より90日が経過する日が属する月の翌月1日までに自営業を開始し、収入実績の書類を提出します。 - 上記のとおり就労を開始できない場合は、<u>認定を受けられなくなる(利用料等の無償化の対象外になる)ことに異議はありません。</u>

※ 自営業の就労予定は令和7年度から受け付けます。令和6年度中は自営準備となります。

※ 「3か月後に就労を開始」とは、例えば、4月1日が入所日となる場合、7月1日までに就労を開始していることです。

※ 「求職活動中」であることを理由とした認定は、連続して受けることはできません。例えば、4月1日から求職活動を行う誓約をした場合、給付認定の期間は6月30日までとなります。引き続いて7月1日から9月30日を求職期間とする給付認定を受けることはできません。

※ 新しい就労先が内定している場合、本誓約書(②または④に☑)と就労予定証明書を提出してください。就労開始後、変更届と就労証明書を速やかに子ども育成課にご提出ください。

収受印